

堺障サ第1076号

令和4年8月3日

各指定共同生活援助事業所管理者 様
各指定施設入所支援事業所管理者 様
各指定自立訓練事業所管理者 様

堺市健康福祉局障害福祉部
障害福祉サービス課長 中嶋 英貴
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い共同生活援助等の利用者が
短期入所を新規で利用する場合について (通知)

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進んでおり、共同生活援助、施設入所支援及び宿泊型自立訓練事業所（本通知においてこれらを「共同生活援助等」といいます。）の感染拡大防止の観点から、共同生活援助等の利用者が居住する事業所において新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合に、指定短期入所事業所を利用する場合があります。

本市で支給決定を受けている利用者が短期入所を新規で利用する際の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、御確認の上、御対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 共同生活援助等の利用者が新規で短期入所を利用する場合の取扱い

当該利用者の短期入所の新規の支給決定に係る手続については、緊急的な状況等に鑑み真にやむを得ないと認められる事情がある場合においては、申請書の到達（郵送）が利用開始日後となっても差し支えありませんが、速やかに申請してください。

ただしその場合には、支給決定機関（各区役所地域福祉課又は保健センター）に対し、必ず事前に、短期入所の利用に係る旨を御連絡ください。

なお、本通知の適用は、本市において現に共同生活援助等の支給決定を受けている利用者に限ります。

2 短期入所の利用の際の費用について

当該利用者の勘案事項等を踏まえ、支給決定機関において介護給付費の支給決定を実施します。

なお、緊急的な状況等に鑑み真にやむを得ないと認められる事情がある場合においては、特例介護給付費による支給での対応となる場合もあります。

[問合せ先]

堺市 健康福祉局 障害福祉部
障害福祉サービス課
藤井、増田（有）
TEL：072-228-7510